

公告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年3月8日

収支等命令者
佐賀県工業技術センター所長 川口 比呂志

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県工業技術センター庁舎等警備業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 警備業務仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀市鍋島町八戸溝 114 他 |
| (5) 現場説明 | なし |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）により令和3年度～令和5年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 県内企業（県内に本店を有する者。又は県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数50人以上の者）
- (7) 警備業法施行細則（平成17年佐賀県公安委員会規則第10号）第20条に規定の即応体制の警備基準及びその他関係法令等を遵守し、緊急の事態にも対応できる体制を有すること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和6年3月15日(金曜日)午後4時までに下記の担当課に持参又は郵送(15日(金曜日)午後4時までに担当課へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められる場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【関係資料】

- (1) 営業概要書(様式1)

【担当課】

郵便番号 849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝 114
佐賀県工業技術センター 総務課 電話 0952-30-8161

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年3月26日(火曜日) 14時

イ 場所 佐賀市鍋島町八戸溝 114
工業技術センター 技術研修室

ウ 入札方法 入札者の直接提出による紙入札とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は委任状を提出すること。

- (2) 入札説明書の交付方法

佐賀県のホームページに掲載します。

また、令和6年3月8日(金曜日)から令和6年3月21日(木曜日)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記3の担当課において交付します。

- (3) 入札説明会

実施しません。

- (4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

5 その他

- (1) 最低制限価格の設定

この契約は、佐賀県財務規則第107条の規定により最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回った入札者は当該入札では失格となり再入札に参加できません。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書に記載する金額は、6 年間の契約期間の総額を記載すること。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱及び判読不可能なものを提出した者

エ 一人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来なとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者としてします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、上記の例により落札者を決定します。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行います。

エ 再度入札においても落札者がいないときは、再度入札をした者のうち最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

(7) 入札に関する詳細

入札説明書を参照してください。

(8) その他

この公告に掲げる入札は、令和 6 年 2 月佐賀県議会において、当該委託業務に係る令和 6 年度予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

問い合わせ先

佐賀県工業技術センター 総務課 電話 0952-30-8161